

工事契約制度

2024年7月



首都高速道路株式会社

1. 主な工事契約方式一覧
2. 工事契約方式の概要
 - 2-1 施工能力確認方式
 - 2-2 見積活用方式（公募型）（公募・要請併用型）
 - 2-3 技術提案評価方式
 - 2-4 技術提案価格交渉方式（高度技術タイプ）
 - 2-5 技術提案価格交渉方式（一者交渉タイプ）
 - 2-6 競争入札後の価格交渉方式（見積審査タイプ）
 - 2-7 技術提案審査・価格等交渉方式
 - 2-8 技術選抜設計承認方式
 - 2-9 施工能力評価方式(入札時VE提案タイプ) 【新規】
3. 契約に関する新たな取り組み
4. 競争参加資格及び情報公表
5. 電子入札・電子契約及び技術基準等

1. 主な工事契約方式一覧

工事発注においては、主に以下の契約方式を適用しております。

契約方法	契約方式	落札者の決定方法	技術提案
一般競争	一般競争入札	価格競争	なし
一般競争	施工能力確認方式	総合評価	なし
一般競争	見積活用方式（公募型）	総合評価	なし
一般競争 指名競争	見積活用方式（公募・要請併用型）	総合評価	なし
一般競争	技術提案評価方式	総合評価	あり
一般競争	技術提案価格交渉方式（高度技術タイプ）	総合評価	あり
交渉合意	技術提案価格交渉方式（一者交渉タイプ）	価格交渉	あり
交渉合意	競争入札後の価格交渉方式（見積審査タイプ）	価格交渉	なし
企画競争	技術提案審査・価格等交渉方式	価格交渉	あり
一般競争	技術選抜設計承認方式	総合評価	あり
一般競争	施工能力評価方式（入札時VE提案タイプ）	総合評価	なし

※技術提案価格交渉方式(機器製作タイプ)は廃止しました。

2. 工事契約方式の概要

2-1 施工能力確認方式

【適用】工事内容が定型的で技術的難易度が低い工事

【概要】技術資料等の提出を受け、競争参加資格が確認された者のうちから、競争入札により、技術資料と入札金額を総合評価して落札者を決定

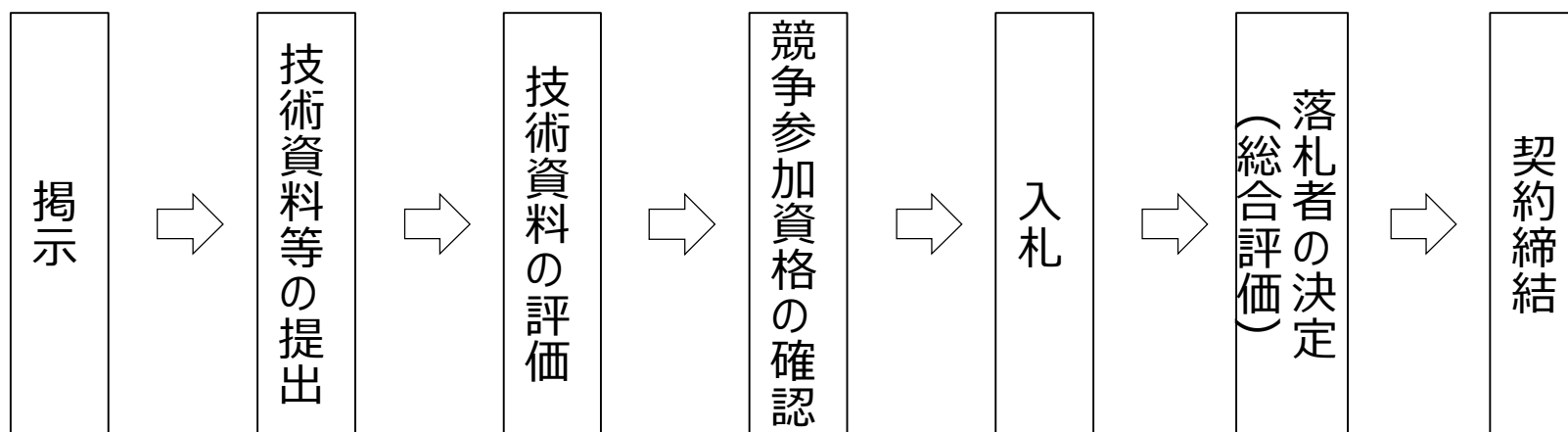
【評価方法】

評価値 = 技術評価点 + 価格評価点

技術評価点：最大10点（施工計画を求める場合は20点）

価格評価点：最大30点

【手続の流れ】（標準的日数：59～63日）



2. 工事契約方式の概要

2-1 施工能力確認方式

技術評価点の評価項目

項目	内容	配点	土木工事以外 (後特定※2)	土木工事以外 (前特定※3)	土木工事 (後特定※2)	土木工事 (前特定※3)
			最大点			
施工実績件数 (最大3件)	単体又は共同企業体の代表者	1.1(件)	3点	3点	3点	3点
	共同企業体の代表者以外の構成員	0.55(件)				
工事成績評定点 (最大3件)※1	80点以上	1.5(件)	4点	4点	4点	4点
	75点以上80点未満	1(件)				
	70点以上75点未満	0.5(件)				
	65点以上70点未満	0.25(件)				
	65点未満	0(件)				
首都高速道路(株)からの 工事表彰実績(優秀工事)	過去3年間、同一工事種別を対象に社長から表彰を受けた実績あり	1	1点	1点	1点	1点
	過去3年間、全工事種別を対象に社長から表彰を受けた実績あり	0.5				
	表彰実績なし	0				
首都高速道路(株)からの 工事表彰実績 (安全管理優良工事)	過去3年間、同一工事種別を対象に 社長から安全管理優良工事表彰を受けた実績あり	1/0.5	1点	0.5点	0.5点	0.5点
	過去3年間、全工事種別を対象に 社長から安全管理優良工事表彰を受けた実績あり	0.5/0.25				
	表彰実績なし	0				
首都高速道路(株)からの 工事表彰実績(配置予定技術者)	過去3年間、社長から表彰を受けた実績あり	1/0.5	-	1点	-	0.5点
	表彰実績なし	0				
首都高速道路(株)からの 功労表彰実績	過去3年間、社長から感謝状を受けた実績あり	0.5	0.5点	0.5点	0.5点	0.5点
	過去3年間、部局の長から感謝状を受けた実績あり	0.25				
	表彰実績なし	0				
カーボンニュートラルの 取組実績	SBT認定を取得している	0.5	0.5点	0.5点	0.5点	0.5点
	取得していない	0				
労務費見積り尊重宣言の 取組	「労務費見積り尊重宣言」を決定・公表した事実及び 見積書に労務費の内訳明示の実施	0.5	-	-	0.5点	0.5点
	実績なし	0				
施工計画 (施工計画を求める場合のみ)	適切かつ具体的な記述である	10	10点	10点	10点	10点
	一般的な記述である	0				
合計			10点(施工計画を求める場合20点)			

※1 「1件当たり技術評価点」は、施工実績が共同企業体の代表者以外の構成員の場合は、0.5を乗じる

※2 配置予定技術者を契約後に特定する場合

※3 配置予定技術者を契約前に特定する場合

この配点は標準的なものであるため、工事によって異なる場合がある。

2. 工事契約方式の概要

2-1 施工能力確認方式

価格評価点の算出方法

①入札価格 \geq 低入札調査基準価格の場合

$$20 + \frac{10}{(100 - \text{低入札率})} \times (100 - \text{入札率})$$

②低入札調査基準価格 $>$ 入札価格 \geq 特別重点調査基準価格の場合

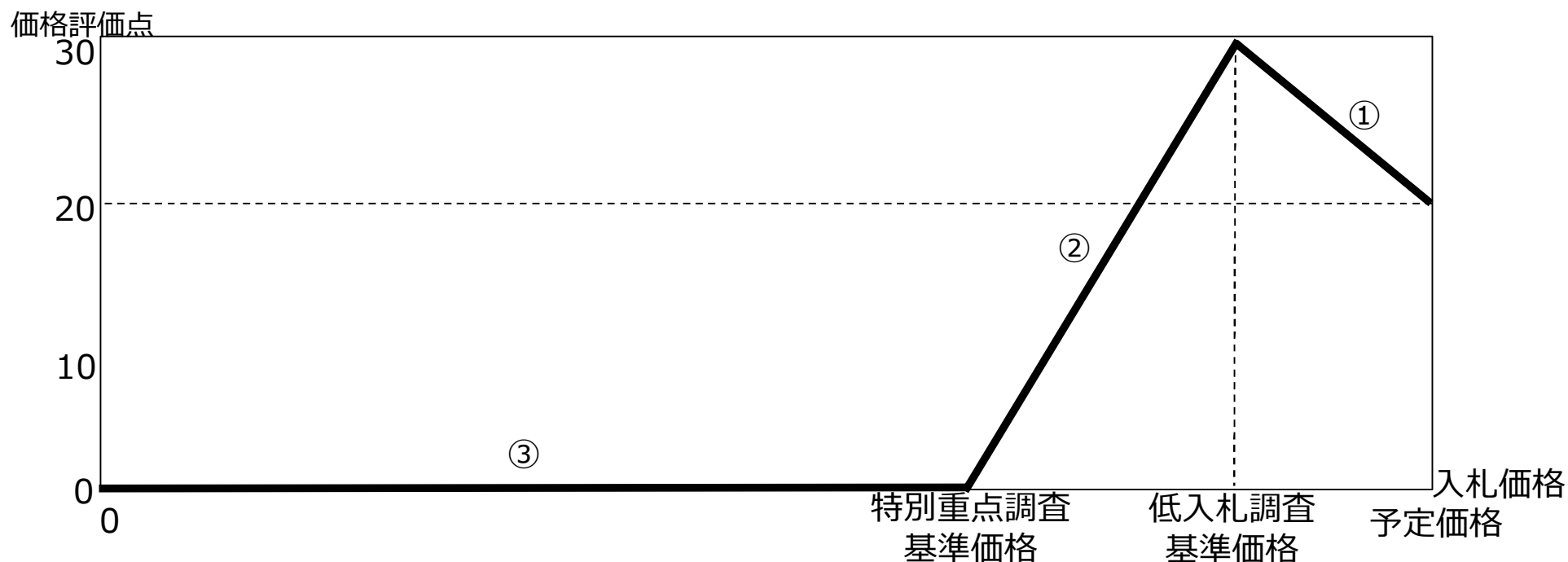
$$\frac{30}{(\text{低入札率} - 60)} \times (\text{入札率} - 60)$$

③特別重点調査基準価格 \geq 入札価格の場合

0

$$\text{入札率} = \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} \times 100$$

$$\text{低入札率} = \frac{\text{低入札調査基準価格}}{\text{予定価格}} \times 100$$



2. 工事契約方式の概要

2-2 見積活用方式（公募型）（公募・要請併用型）

【適用】入札に付しても落札者がいない（入札不調）工事や、特殊な条件下等で標準価格の設定が困難、標準価格と実勢価格の間に乖離が想定される工事

【概要】入札参加希望者から技術資料の提出を受け、競争参加資格が確認できた者から見積の提出を求め、その見積についてヒアリングを行い、妥当性が確認された項目を設計金額に反映したうえで予定価格を設定し、競争入札により技術資料と入札金額を総合評価して落札者を決定

【評価方法】

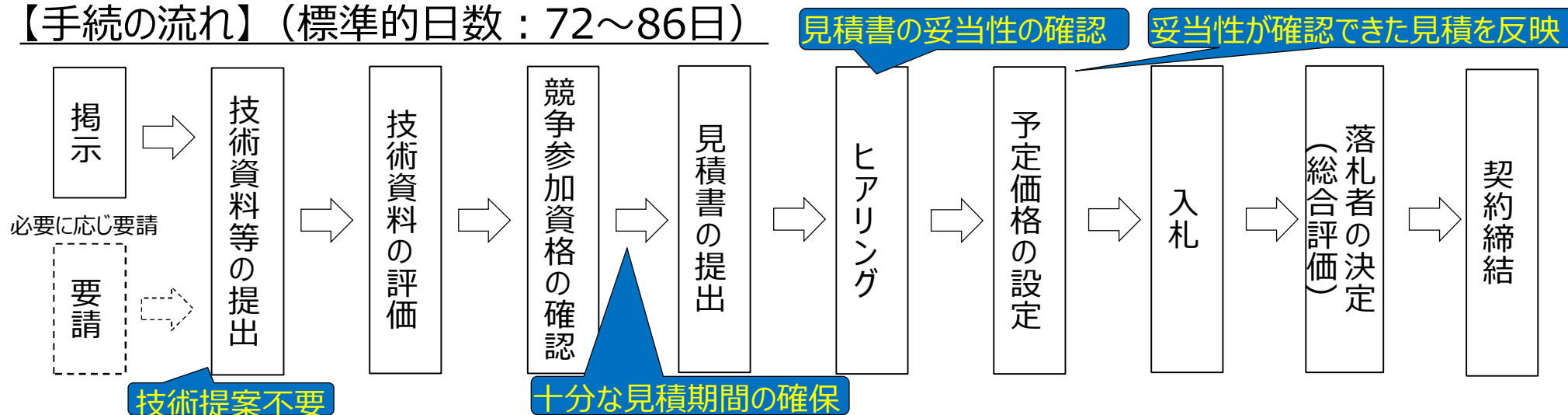
評価値 = 技術評価点 + 価格評価点

技術評価点：最大10点（施工計画を求める場合は20点）

価格評価点：最大30点

※技術評価点、価格評価点の計算は施工能力確認方式と同様

【手続の流れ】（標準的日数：72～86日）



2. 工事契約方式の概要

2-3 技術提案評価方式

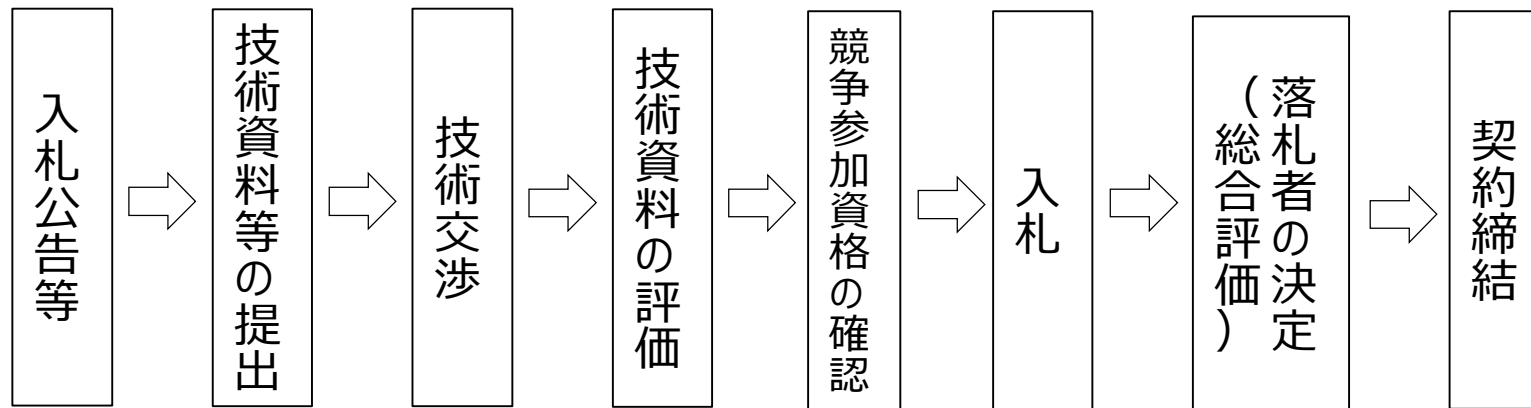
- 【適用】①技術的工夫の余地が大きく、施工上の工夫等の技術提案を求める工事
②機器の製作・据付を主とする特殊な施設工事

【概要】入札参加希望者から提出された技術資料について、技術交渉・評価を行い、競争参加資格が確認された者のうちから、競争入札により技術資料と入札金額を総合評価して落札者を決定（標準価格の変更は行いません。）

【評価方法】

- ①評価値 = 技術評価点 + 価格評価点
※技術評価点：原則最大30点、価格評価点：最大30点
- ②評価値 = 技術評価点 / 入札金額
※技術評価点 = 100点 + 加算点（最大30点）

【手続の流れ】（標準的日数：59～101日）



2. 工事契約方式の概要

2-3 技術提案評価方式

技術評価点の評価項目

項目	内容	配点	土木工事以外 (後特定※2)	土木工事以外 (前特定※3)	土木工事 (後特定※2)	土木工事 (前特定※3)
			最大点			
施工実績	単体又は共同企業体の代表者(発注者：首都高)	3	3点	3点	3点	3点
	単体又は共同企業体の代表者(発注者：首都高以外)	2.3				
	共同企業体の代表者以外の構成員(発注者：首都高)	1.5				
	共同企業体の代表者以外の構成員(発注者：首都高以外)	0.8				
	評価に関する施工実績として加点しない工事	0				
配置予定技術者の工事経験	首都高速道路(株)発注工事において現場代理人、 監理技術者又は主任技術者として従事した者	1.5/1	-	1.5点	-	1点
	首都高速道路(株)以外の発注工事において現場代理人、 監理技術者又は主任技術者として従事した者	0.75/0.5				
	経験した工事において、上記以外の技術者として従事した者	0				
	評価に関する工事の経験として加点しない工事	0				
首都高速道路(株)からの 工事表彰実績(優秀工事)	過去3年間、同一工事種別を対象に社長から表彰を受けた実績あり	1/0.5	1点	0.5点	1点	0.5点
	過去3年間、全工事種別を対象に社長から表彰を受けた実績あり	0.5/0.25				
	表彰実績なし	0				
首都高速道路(株)からの 工事表彰実績 (安全管理優良工事)	過去3年間、同一工事種別を対象に社長から 安全管理優良工事表彰を受けた実績あり	1/0.5 /0.25	1点	0.25点	0.5点	0.25点
	過去3年間、全工事種別を対象に社長から 安全管理優良工事表彰を受けた実績あり	0.5/0.25 /0.125				
	表彰実績なし	0				
首都高速道路(株)からの 工事表彰実績(配置予定技術者)	過去3年間、社長から表彰を受けた実績あり	0.5	-	0.5点	-	0.5点
	表彰実績なし	0				
首都高速道路(株)からの 功労表彰実績	過去3年間、社長から感謝状を受けた実績あり	0.5/0.25	0.5点	0.25点	0.5点	0.25点
	過去3年間、部局の長から感謝状を受けた実績あり	0.25/0.125				
	表彰実績なし	0				
カーボンニュートラルの 取組実績	SBT認定を取得している	0.5/0.25	0.5点	0.25点	0.5点	0.25点
	取得していない	0				
労務費見積り尊重宣言の 取組	「労務費見積り尊重宣言」を決定・公表した事実及び 見積書に労務費の内訳明示の実施	0.5/0.25	-	-	0.5点	0.25点
	実績なし	0				
技術提案書※1			24点	24点	24点	24点
合計			30点	30点	30点	30点

※1 W T O対象案件の場合、項目は技術提案の評価のみで30点とする。

※2 配置予定技術者を契約後に特定する場合

※3 配置予定技術者を契約前に特定する場合

この配点は標準的なものであるため、工事によって異なる場合がある。

2. 工事契約方式の概要

2-3 技術提案評価方式

価格評価点の算出方法（※機器の製作・据付を主とする特殊な施設工事は除く）

①入札価格 \geq 低入札調査基準価格の場合

$$20 + \frac{10}{(100 - \text{低入札率})} \times (100 - \text{入札率})$$

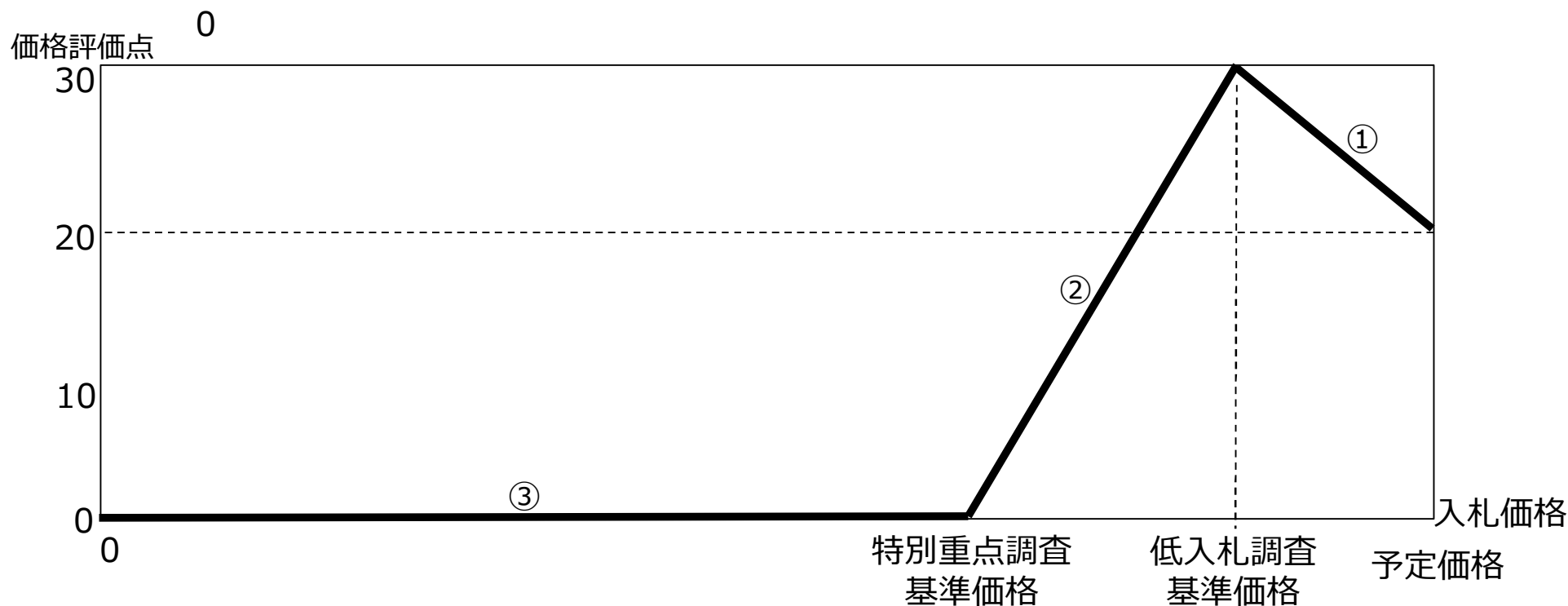
②低入札調査基準価格 $>$ 入札価格 \geq 特別重点調査基準価格の場合

$$\frac{30}{(\text{低入札率} - 60)} \times (\text{入札率} - 60)$$

③特別重点調査基準価格 \geq 入札価格の場合

$$\text{入札率} = \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} \times 100$$

$$\text{低入札率} = \frac{\text{低入札調査基準価格}}{\text{予定価格}} \times 100$$



2. 工事契約方式の概要

2-4 技術提案価格交渉方式（高度技術タイプ）

【適用】技術的な工夫の余地が大きく、構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求める工事

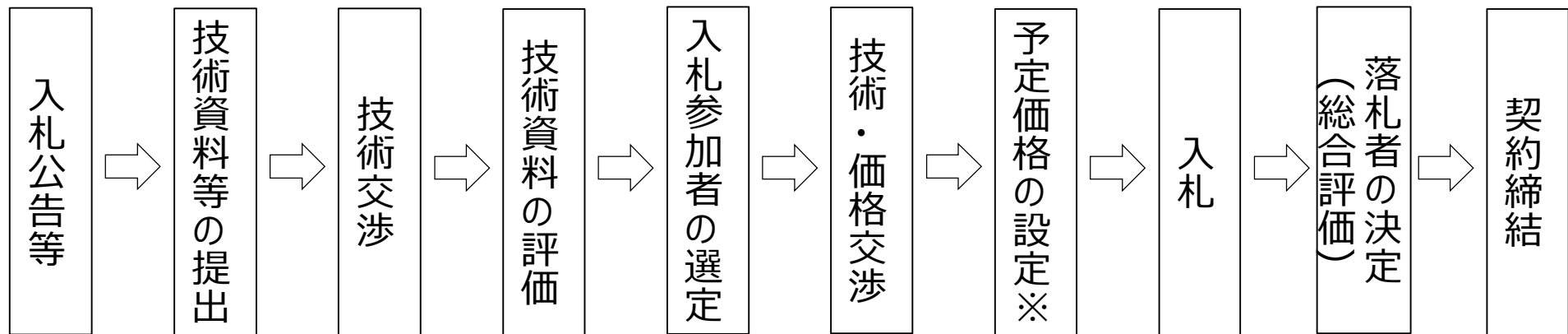
【概要】技術資料を総合的に評価して入札参加者を上位3者程度選定し、次に詳細工事費内訳書の提出を求め、技術資料及び当該内訳書により交渉を行った後、競争入札により技術資料と入札金額を総合評価して落札者を決定

【評価方法】

評価値 = 技術評価点 + 価格評価点

※技術評価点：最大30点、価格評価点 = 30点 × (1 - 入札価格 / 予定価格)

【手続の流れ】（標準的日数：75～157日）



※標準積算を上回る場合でも、妥当性を確認の上設計金額に反映が可能

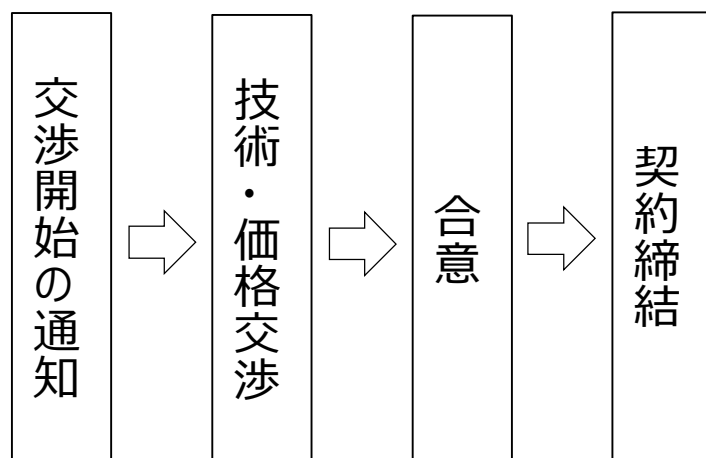
2. 工事契約方式の概要

2-5 技術提案価格交渉方式（一者交渉タイプ）

【適用】技術的難易度が高い工事で、競争に付することが不利と認められる場合又は契約の性質若しくは目的が競争を許さない場合にあつて、特定の一者に技術提案を求める必要のある工事

【概要】特定の一者と技術及び価格の交渉を行い、合意により契約

【手続の流れ】（標準的日数：31日）

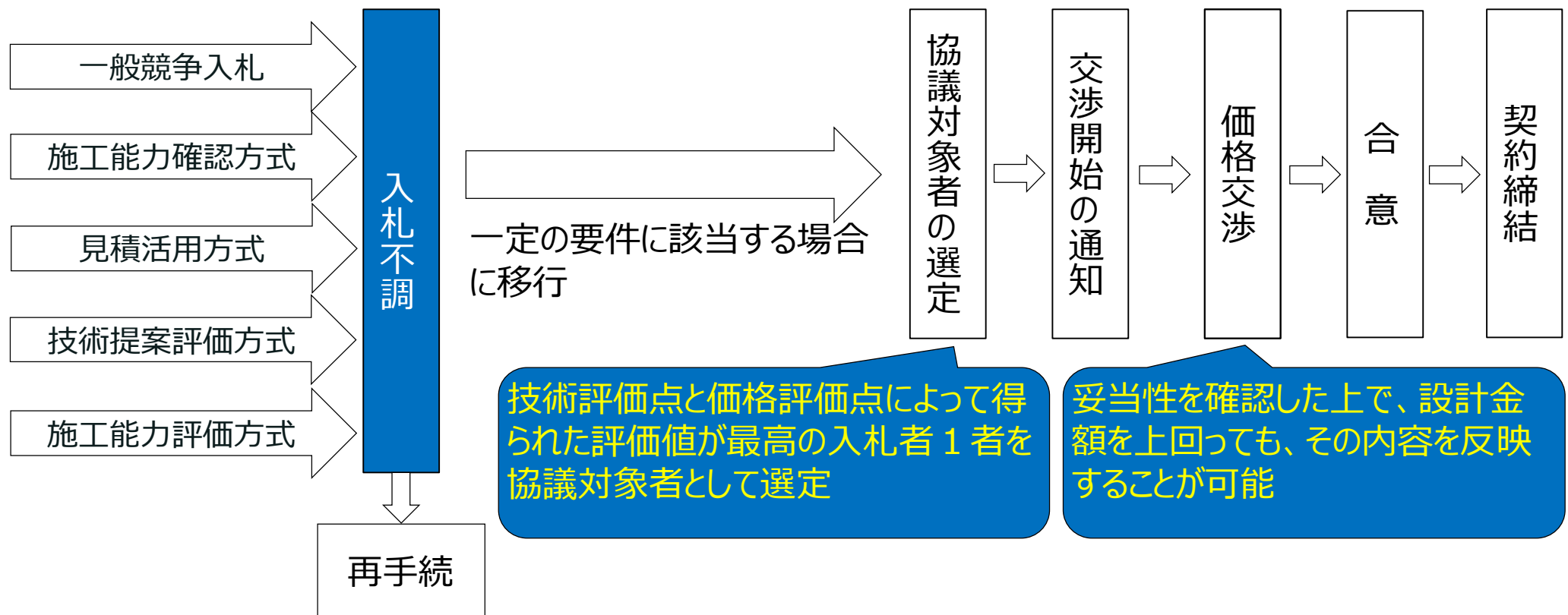


2. 工事契約方式の概要

2-6 競争入札後の価格交渉方式（見積審査タイプ）

【適用】以下の契約方式において、当初入札を実施し、入札不調となった案件のうち、一定の要件に該当する場合

【概要】入札不調発生後に総合評価値が最高の者1者と価格交渉を行い、交渉において妥当性を確認した上で、標準積算した設計金額を上回ってもその内容を反映することが可能



2. 工事契約方式の概要

2-7 技術提案審査・価格等交渉方式

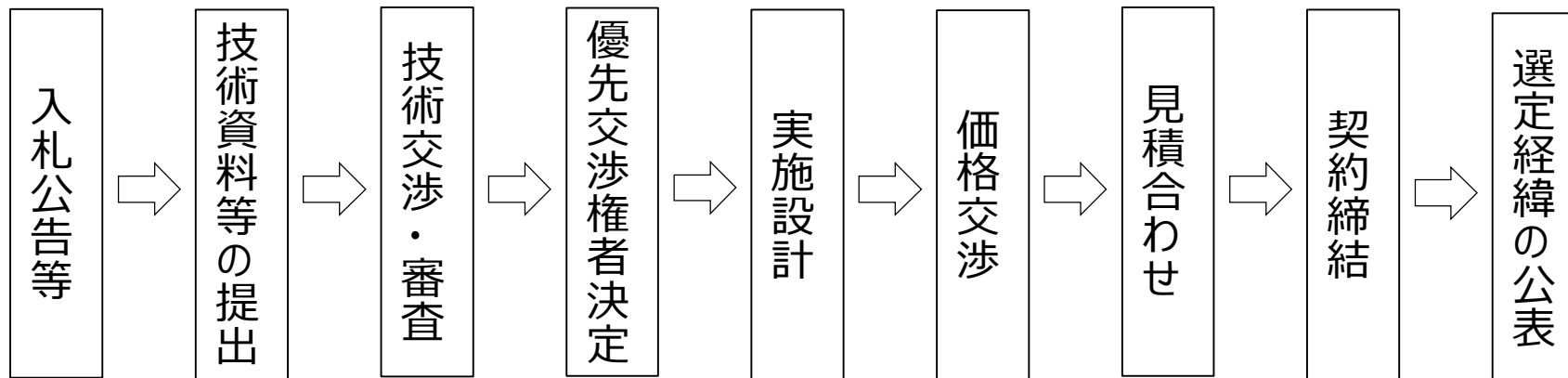
【適用】仕様の確定が困難な工事、最も優れた技術提案によらなければ工事目的の達成が難しい工事

【概要】技術資料及び工事費内訳書の提出を求め、技術交渉・審査を行い優先交渉権者を決定後、実施設計及び価格交渉等を実施し契約

契約手続及び評価方法等は工事毎に設定

参考：過去工事の例

【手続きの流れ】（標準的日数：180～360日）



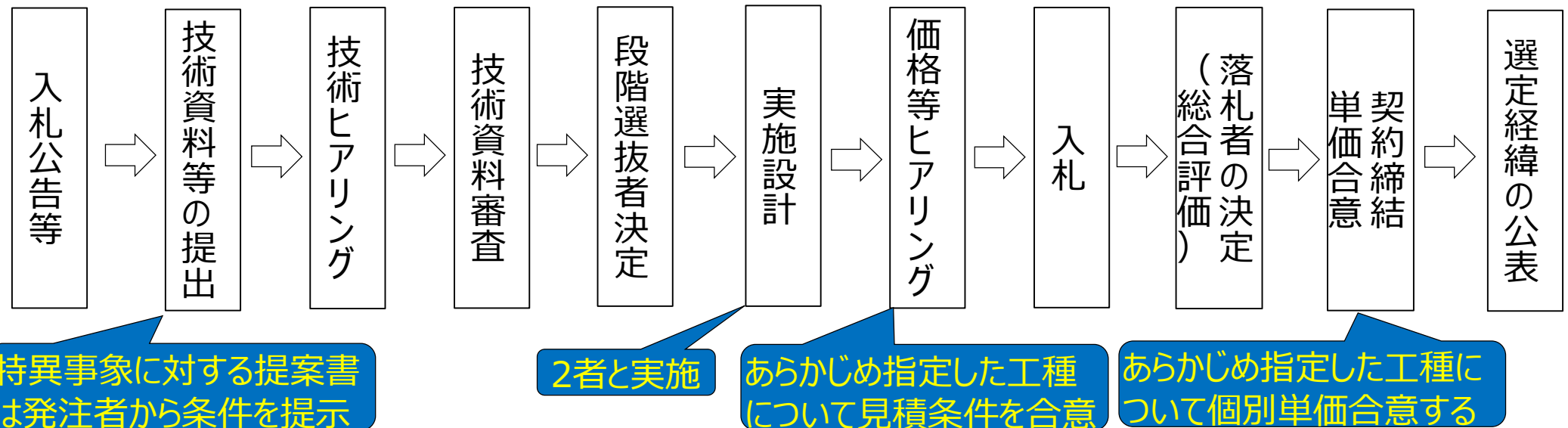
2. 工事契約方式の概要

2-8 技術選抜設計承認方式

【適用】仕様や条件の確定が困難な工事、様々な構造や施工方法が考えられ、幅広くコストとのバランスを踏まえた最適な技術提案を採用する必要のある工事

【概要】技術資料、特異事象に対する提案書及び工事費内訳書の提出を求め、技術交渉・審査により2者を選抜後、2者とそれぞれ実施設計及び技術交渉・審査を実施し、競争入札により技術資料と入札金額を総合評価して落札者を決定

【手続きの流れ】（標準的日数：730日前後） ※設計期間により全体の日数は変化します。



※上記は例であり、特異事象に対する提案等を求めない場合もあります。

2. 工事契約方式の概要

契約手続きの透明性・公平性の確保のため、以下の内容について、選定経緯の公表を行います。

2-7 技術提案審査・価格等交渉方式の場合

「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン（令和2年1月）」に準拠

2-8 技術選抜設計承認方式の場合

- | | |
|----------------|------------------------|
| ① 工事概要 | ⑨ 実施設計業務の契約 |
| ② 経緯 | ⑩ 実施設計業務の契約相手方の決定 |
| ③ 契約手続等説明会の開催 | ⑪ 実施設計業務の遂行 |
| ④ 公示 | ⑫ 価格等ヒアリング |
| ⑤ 技術提案書等説明会の開催 | ⑬ 2次評価 |
| ⑥ 競争参加資格確認 | ⑭ 価格等ヒアリング結果の確認及び工事の契約 |
| ⑦ 技術審査（1次評価） | ⑮ 工事の契約相手方の決定 |
| ⑧ 技術ヒアリング | ⑯ 第三者委員会の経緯 |

2. 工事契約方式の概要

2-9 施工能力評価方式(入札時VE提案タイプ) 【新規】

【適用】仕様が確定し標準案による施工が可能であり、契約手続きの期間短縮・簡略化に配慮しつつ、より価格を重視する工事

【概要】定めた性能を確保しつつ適切なコスト削減を目的とした入札時VE提案を求め、競争参加資格が確認された者のうちから、競争入札により施工計画と入札金額の総合評価により落札者を決定（標準価格の変更は行いません。）

※VE提案の対象は、構造変更を伴わない、代替の施工法によりコスト削減が可能と考えられる工種とする

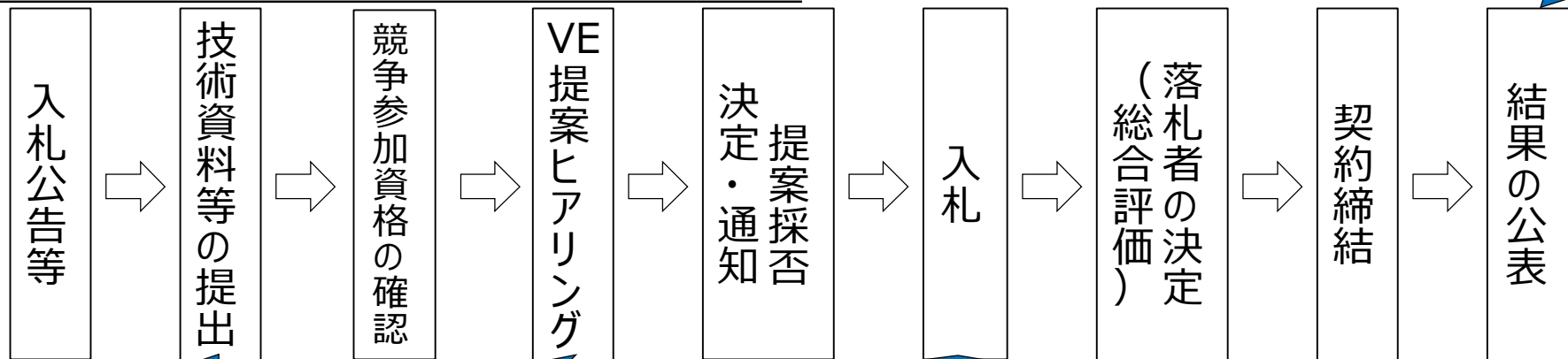
【評価方法】

評価値 = 技術評価点 / 入札金額

※技術評価点 = 100点 + 加算点（施工計画による最大30点）

公平性・透明性の確保のため、入札結果とともにVE提案の採否を公表

【手続きの流れ】（標準的日数：150日前後）



VE提案の提出は任意

コスト削減額が適正であるか確認

VE提案が採用された場合、提案に基づく見積りで入札
採用されなかった場合又は未提出の場合、標準案に基づく見積りで入札

3. 契約に関する新たな取り組み

○契約手続きにおける電子データによる資料閲覧（2023年11月から）

発注時における資料閲覧について、来社による閲覧からWEB活用した電子データによる閲覧を開始しました。工事毎に閲覧方法が異なる可能性がありますので、詳細は入札公告をご確認ください。

○配置予定技術者の契約後の特定（2024年4月から）

参加表明書等提出時点の配置予定技術者の特定から、契約方式によらず契約後の特定を標準とします。ただし、契約前の特定が必要と認められる工事については、契約前の特定（従来方式）とする場合もありますので、詳細は入札公告をご確認ください。

○「労務費見積り尊重宣言」取組加点の導入（2024年4月から）

将来の担い手確保を目的とした建設業の労務賃金改善に関する取り組みを促進するため、総合評価においてインセンティブを付与する「労務費見積り尊重宣言」取組加点の導入を行います。

3. 契約に関する新たな取り組み

○一括審査方式の試行導入（2024年4月から）

競争参加資格の確認等について複数工事を一括して手続きを行うことで、受発注者双方の契約手続きの負担軽減・効率化等を目的とし、以下の条件を全て満たす複数工事を対象に試行導入します。

- ① 工事の目的・内容が同種であり、技術力審査・評価の項目が同じ工事
- ② 業種区分及び等級が同じ工事
- ③ 入札契約手続きのスケジュールを同一に行うこととしている工事
- ④ 複数の競争参加者が見込まれる工事
- ⑤ 施工計画又は技術提案のテーマが同一となる工事
- ⑥ 発注が同一局となる工事

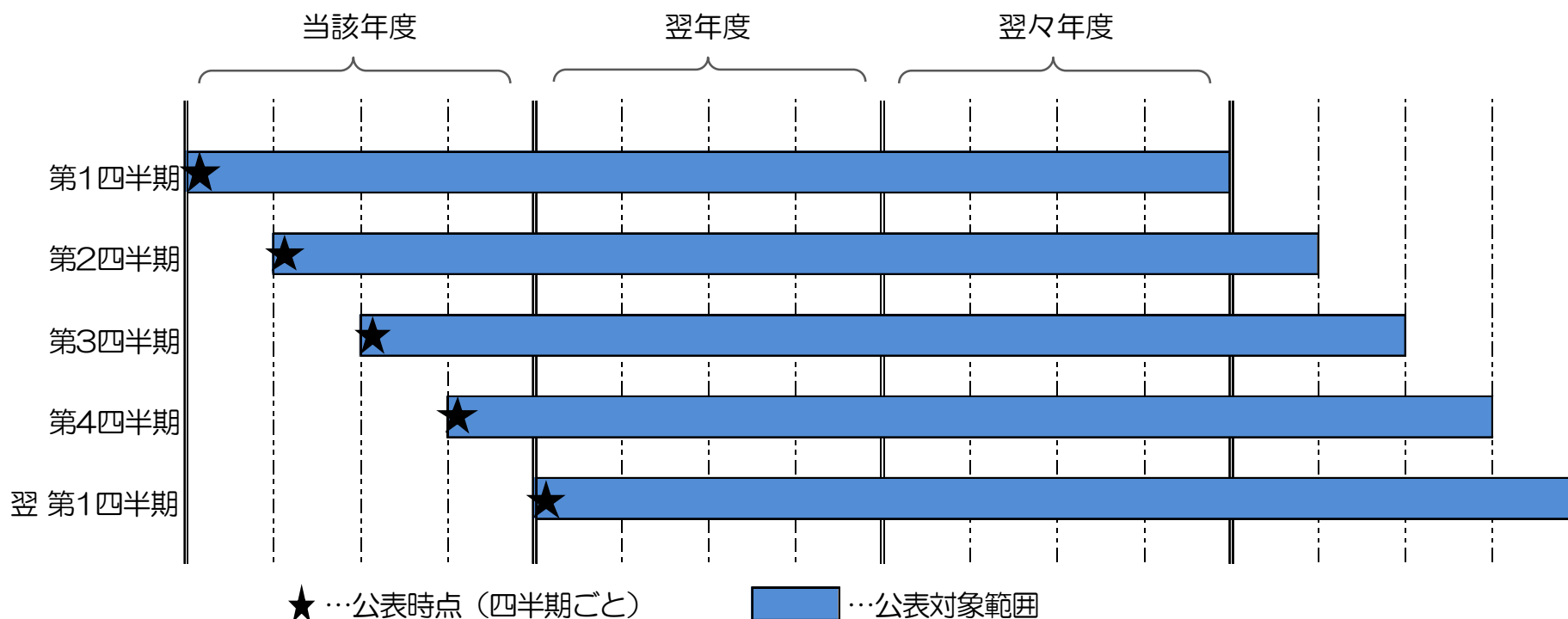
○技術提案書評価方法の変更（2024年4月から）

資料作成の負担軽減を目的とし、技術提案可能数は1項目につき1提案を標準とします。また、評価段階についても、3段階から6段階へ多段化することにより、技術力の差をより正確に総合評価へ反映します。

3. 契約に関する新たな取り組み

工事発注見通しにおける公表対象範囲の拡大（2022年4月から）

公表対象範囲を「公表時期からその後1年間分」から「公表時期からその後3年間分」に拡大します。
公表時点から3年先まで公表することにより、計画的な受注体制・技術者配置を行えるようにしました。



4. 競争参加資格及び情報公表

競争参加資格（有資格業者名簿への登録）

工事の入札に参加するには、有資格業者名簿への登録が必要です。

登録にあたっては、こちらをご覧ください。

<https://www.shutoko.co.jp/business/qualify/>

情報公表

発注予定工事の情報公表については、次のとおり行っています。

(1) 発注見通しの公表

公表は4月初旬、7月初旬、10月初旬、1月初旬の四半期毎に実施しています。

公表内容については、こちらをご覧ください。

<https://www.shutoko.co.jp/business/forecast/>

(2) 入札公告等

個別発注案件については、こちらをご覧ください。

<https://www.shutoko.co.jp/business/bid/>

4. 競争参加資格及び情報公表

建設工事における低入札価格調査の基準

建設工事における低入札価格調査の基準は、算定式によって算定した合計額に、100分の110を乗じて得た額とします。詳細はこちらをご覧ください。

<https://www.shutoko.co.jp/business/bidinfo/data/22/>

5. 電子入札・電子契約及び技術基準等

電子入札・電子契約

工事で競争を行う全ての方式において、電子入札を実施しています。
詳細はこちらをご覧ください。

<https://www.shutoko.co.jp/business/bidinfo/data/14/>

契約金額が250万円を超える全ての契約案件において、電子契約を実施しています。
詳細はこちらをご覧ください。

https://www.shutoko.co.jp/business/e_contract/

技術基準等

技術基準等（積算基準、共通仕様書等）の詳細はこちらをご覧ください。

https://www.shutoko.co.jp/business/bid_spec/